

北河内圏域「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における 医療機関の作成要領（案）

令和3年10月7日制定

令和〇年〇月〇日改定

「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」（以下「実施基準」）に規定する「北河内圏域医療機関リスト」の作成等に係る運用について、以下のとおり定める。

1 実施基準における作成規定は以下のとおり。

(1) 実施基準本則4ページ

「医療機関リスト（第2号）」については、各圏域が「医療機関分類基準（第1号）」に基づいて作成。

(2) 実施基準本則8ページ

各地域保健医療協議会は、医療機関分類基準（診療機能分類：実施基準本則P6（図表6））に基づき分類した医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称等を記載した本府統一のフォーマットによる医療機関リストを作成する。

また、作成した医療機関リストは、毎年、記載内容の変更等を確認・更新し（ただし必要に応じて、随時更新する。）その都度本府に報告する。

2-1 手続きは以下の流れとする。

(1) 申出医療機関からの申出

ア 医療機関リストに掲載を申し出る医療機関（以下「申出医療機関」）は、所在する市域を管轄する保健所（以下「管轄保健所」）を経由して、北河内保健医療協議会（以下「本協議会」）担当保健所長あてに診療機能の変更（追加・削除）に係る申出を行う。

【様式等】

◇ 申出書面 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における医療機関リスト 変更届. docx

◇ その他 診療機能分類ごとの処置が適切に対応できる医療機関であるかを判断するためのデータ（ex. 過去の手術実績、医師等の診療体制等）

(2) 管轄保健所の確認

ア 管轄保健所は、申出医療機関が当該診療機能分類の処置が適切に対応できる医療機関であることを、医師等の数及び診療体制、院内設備の設置状況並びに過去の手術実績等により確認する。

【確認項目の例】

○ 当該診療科に従事する医師の数（うち専門医師の数）

○ 当該診療科における診療体制の状況（24時間対応、医師当直体制、オンコール体制など）

○ 当該診療科に係る院内設備の設置状況（ex. 循環器科にあつては冠動脈疾患集中治療室（CCU）の設置、64チャンネルマルチスライスCT装置の設置、心臓カテーテル室の設置他）

○ 届出済みの基本診療料に係る施設基準

○ 過去（概ね3年程度）における当該診療科に係る手術実績

○ その他特記事項（ex. 体外式人工肺（ECMO）対応の可否）

イ 管轄保健所は、上記の確認を行ったときは、意見書を添えて「本協議会」担当保健所あてに送付する。

【様式等】

◇ 管轄保健所意見書書面 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における医療機関の申出について（送付）. docx

(3) 北河内地域救急メディカルコントロール協議会【北河内救急懇話会】（以下「懇話会」）での意見聴取

- ア 「本協議会」担当保健所から「懇話会」担当保健所あてに、医療機関リストの更新に係る意見聴取の依頼を行う。
- イ 「懇話会」担当保健所において、医療機関リストの更新について、「懇話会」の議題として設定し、委員各位の意見を取りまとめ、「本協議会」担当保健所あて報告する。

(4) 「本協議会」での審議及び承認

- ア 「本協議会」担当保健所は、「本協議会」で「懇話会」の意見聴取結果の報告を行い、承認を得る。
- イ 医療機関リストを更新し、保健医療室医療対策課（以下「医療対策課」）あてに報告する。なお、承認を得られなかったものは掲載しないものとする。

(5) 医療対策課におけるホームページでの公表及びORIONの修正

- ア 「本協議会」担当保健所から報告を受けた医療機関リストについて、大阪府ホームページに掲載（差替え）する。
- イ 医療機関リストに基づき、当該医療機関において、当該診療機能区分の応需情報等が入力（更新）できるよう救急・災害医療情報システム（ORION）を設定する。

2-2 随意更新にかかる場合の具体的な手続きは以下の流れとする。

(1) 対象

申出医療機関より申出があった日から「本協議会」開催日まで、相当の日数（概ね3ヶ月以上）が見込まれ、特段の事情がある場合。

(2) 承認の手順

- ア 「本協議会」担当保健所は、「懇話会」担当保健所あてに医療機関リストの更新にかかる意見聴取の依頼を行う。
- イ 「懇話会」担当保健所は、「懇話会」委員に書面等で意見聴取を行う。
- ウ 「懇話会」担当保健所は、「懇話会」委員及び「本協議会」担当保健所に書面等での意見聴取結果を報告する。

【「懇話会」委員への書面等での意見聴取の結果が全会一致であった場合】

- (7) 「本協議会」担当保健所は、「本協議会」会長に承認の可否の確認を行う。
- (4) 「本協議会」会長に承認された場合は医療機関リストを更新し、「医療対策課」あてに報告することとし、「本協議会」への報告を事後に行うものとする。

【「懇話会」委員への書面等での意見聴取の結果が全会一致でなかった場合】

- (7) 「本協議会」担当保健所は、「懇話会」担当保健所に、次回、対面開催する「懇話会」において、医療機関リスト更新にかかる意見聴取を行うよう依頼する。
- (4) 「懇話会」担当保健所において、医療機関リストの更新にかかる意見聴取を「懇話会」の議題として設定し、委員各位の意見を取りまとめ、「本協議会」担当保健所あてに報告する。
- (7) 「本協議会」担当保健所は、「本協議会」会長に承認の可否の確認を行う。
- (4) 「本協議会」会長に承認された場合は医療機関リストを更新し、「医療対策課」あてに報告することとし、「本協議会」への報告を事後に行うものとする。

※「本協議会」会長から承認されなかった場合

- (7) 次回、対面会開催する「本協議会」において、2-1(4)と同様の手順で審議する。

エ 2-1(5)と同様